

「電力市場における競争状況の評価」について

(趣旨)

平成29年1月26日、平成29年3月31日の制度設計専門会合において、「電力市場における競争状況の評価」について御審議いただいたところ。制度設計専門会合における検討結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会においても、「電力市場における競争状況の評価」について御議論いただく。

主なポイント

1. 総論

- ・平成28年度以降、低圧分野における新電力のシェアが着実に伸びており、新規参入事業者数の増加や料金メニューの多様化など、電力システム改革の一定の成果が小売電力市場で表れている。
- ・他方、みなし小売電気事業者による地域間競争や卸電力市場の活性化の状況など、まだその展開が十分とは言えず、今後の進展を期待すべき点も多い。旧供給地域におけるみなし小売電気事業者のシェアについても、小売全面自由化後の時間の経過が短いこともあって、いずれの地域においても、引き続き9割前後と高い状態。
- ・自由化についての需要家の認知度は高いものと言えるが、理解の程度には差異も見られ、政府の情報提供に対する評価は必ずしも高いものではない。事業者の競争を促す大きな推進力は需要家の選択・行動であることを踏まえると、競争環境の整備に向けて、需要家に対する分かりやすい情報発信が重要。

2. 今後の評価

- ・平成32年4月の電気事業法第3弾改正法施行により、旧供給区域におけるみなし小売電気事業者の供給義務等が撤廃(以下、「経過措置の解除」という。)されるのに先立ち、平成31年4月以降、第3弾改正法の部分施行により、平成32年4月以降も経過措置料金が必要となる地域の指定が可能となる。
- ・経過措置の解除については、その評価基準の具体化に向けて今後議論が必要となるが、小売電力市場のみならず、電力市場全体の構造が競争的なものとなっているか、本競争評価等を通じて確認していくことが必要。
- ・特に、電力市場における競争状況の評価するには、個々の数値・指標の単純な評価ではなく、発電・卸・小売市場それぞれの構造や地域間相互の競争関係など、その背景を含めた総合的・構造的な分析が必要。
- ・今回の競争評価は、平成28年4月の小売全面自由化から概ね半年程度の時間的経過の中で実施したものであり、小売電力市場への新規参入などに一定の成果が表れているものの、いずれの地域の小売電力市場も、また、卸電力市場も従来の構造に大きな変化は見られていない。
- ・今後、電力システム改革の成果がさらに市場に表れ、電力産業の各層、各地域における競争が進展すると見込まれるところ、市場間相互の影響等も踏まえた分析に基づく競争評価を行う。